

9月14日

議会運営検討協議会

1 検討課題の協議

(1) 市長の決算審査特別委員会への出席

【協議結果】

分科会方式の導入に慎重な意見もあったが、分科会方式の導入と、5つの常任委員会を基礎とした分科会構成とすることの方向性を確認し、次回、引き続き協議を行うこととした。

【主な意見】

○石田（康）座長 前回の協議会では、井口委員が分科会方式の導入について会派で検討したいとのことであったので、まず、井口委員から検討結果について発言願いたい。

○井口委員 会派で協議を行ったが、この検討課題は、もともと市長に決算審査特別委員会への出席を求める必要があるのかどうかを議論してきたものであって、市長が決特に出席することの必要性は確認しているが、決特の審査方法を分科会方式とすることについては、市長出席の議論とは直接関係するものではなく、現状では分科会方式を導入する必要はないとの結論に至っている。

○石田（康）座長 前回の議論では、井口委員以外の委員は分科会方式の導入に賛成の意見であった。引き続き分科会方式の導入について議論を進めていくこととしても構わないか。

○井口委員 協議会での議論に基づき議運で結論を出すことになるので、協議会で引き続き議論することを否定しないが、現状の審査方法は、少数会派や無所属議員に対して会派所属議員と同様の環境で質疑を行うことができるよう配慮されているとともに、全議員が質疑や意見を共有できるよい面があるので、この点は配慮してもらいたい。

○松原委員 現状では分科会方式の導入は必要ないとの発言であったが、先々は必要であるという認識であるか。

○井口委員 現状も先々も特に区別はなく、必要ないと考えている。

○石田（康）座長 それでは、井口委員の発言に御留意いただきながら、議論を深めていきたい。

まず、分科会の構成や正副委員長の選出方法などについて議論を行いたい。前回は、分科会の数について5分科会と3分科会の意見があったが、改めて意見を伺いたい。

○浜田委員 現状の4日間の審査に市長がすべて出席することはいかなるものかと考える。分科会と総括質疑を行い、市長には総括質疑に出席してもらうこととすれば一歩前進できると思う。前回は、5つの分科会と発言したが、各委員の意見が一致するのであれば5つの分科会にはこだわらない。例えば、2つの分科会を設置し、30人ずつの構成で審査するのであれば、現状の審査方法からの激変とはならず、少数会派への配慮もできる。また、正副委員長の選出は、全体の総括質疑及び分科会それぞれで正副委員長を選出することが考えられる。

○石田（康）座長 前回の発言では5つの常任委員会を基とした分科会を提案されていたが、その場合は、常任委員会の正副委員長が分科会の正副委員長を兼任することを想定しているのか。

○浜田委員 兼任しなくてもよいと思う。現状は全員構成で審査しているので、5つの分科会方式を導入すると急激な激変になると思える。協議会でまとまるのなら、2つの分科会として審査をすることが現実的な運営とも思える。

○織田委員 会派では、現実的な運営と物理的な面から、2及び5つの分科会について議論を行った。2つの分科会方式を導入した場合は、前回の議論では、議場と本庁舎講堂を使用することの意見が出されたが、現実的には議場と601・602会議室を併せた会場で審査していくこととなるのではないか。また、5つの分科会方式を導入した場合は、現状の常任委員会と同様に対応することとし、常任委員会の正副委員長が兼ねることになる。開催の時期、関係理事者についての執行部の対応など整理しなければならない課題もあるが、関係理事者として出席する理事者を部課長級にすれば対応が可能であるので、現実的には5つの分科会がよいのではないかと結論に至った。

審査の方法としては、代表質問の終了後、決算審査特別委員会を設置して、分科会審査、そして市長に出席してもらい総括質疑を行うことを考えている。

○月本委員 審査方法は代表質問、分科会審査、総括質疑の順で行うことを考えており、織田委員と同様の考えである。分科会の会場の問題はあるが、3つの分科会に分けて集中的に審査を行うこととして、理事者は、部長級又は課長級以上の職員に出席してもらう。分科会主事のポストの割り振りは、常任委員会正副委員長の割り振りと同様に、会派の人数割り等で決定していくことになるのではないかと考えている。

○松原委員 2つや3つの分科会方式とした場合、所管局の組み合わせが問題になると思うが、具体的な組み合わせを考えてみても、いい組み合わせがなかなか思いつかない。そ

ういった点からも、5つの常任委員会をそのまま分科会に移行させるのが一番問題ないと考える。

○石田（康）座長 各委員から2、3、5の分科会が提案された。協議会としていくつの分科会がよいのか考え方を集約したい。

○織田委員 方向性を示していくことが大切である。補正予算の審査との関係からも5分科会で審査することが望ましいと考える。

○月本委員 分科会で集中的に議論する観点から、会派では優先順位を3、2、5の順番とすることで考え方をまとめてきた。現状の常任委員会の所管局の割り振りでは、子どもに関する所管局が教育委員会と子ども本部となっており、総務委員会と市民委員会に分かれてしまっている。また、交通施策とまちづくり施策とは連携が必要と考えられ、ある程度分野ごとに横断的な議論ができるように同じ分科会で取り扱うことが望ましいと考える。現状の常任委員会の所管局との関係からも2つまたは3つの分科会がよいのではないか。

○織田委員 月本委員の考えは理解できるが、執行部側の出席理事者の調整で対応が可能と思われるので、その点では方向性は変わらないと思う。

○松原委員 現状でも関係理事者として職員は出席している。同様に対応することでよいのではないか。

○月本委員 5分科会を同時開催することは難しく、開催時間等の調整が必要になると考える。

○松原委員 現状でも5常任委員会が同時開催され、関係職員の出席が行われていることから、同様に調整することで対応は可能であると考え。

○月本委員 常任委員会では議題が限定されるので必要な関係理事者も事前に分かるが、決算の分科会では局別審査となり、その局の決算すべてが審議の対象となるので、事前の調整は難しいのではないか。

○浜田委員 例えば、教育委員会と子ども本部の審査日を別の日に設定するなど、関係理事者の審査日程が重複しないように日程調整すれば、対応は可能であると考え。

○月本委員 各委員の考えは理解した。もともと5つの分科会にすることに反対ではなく、5つの分科会で具体的に議論を深めていくことができるのであれば、特に3つでなければならぬというこだわりはない。今後、分科会の日数に関する協議の中で議論をさせていただきたい。

○浜田委員 井口委員としては、仮に分科会を導入することになった場合の適切な数ほどの程度と考えているか。

○井口委員 現状でも十分に審査を行えると思うが、分科会のよい面は効率的に審査できることであり、決算審査を充実させるために分科会を導入することもひとつの考え方と思う。局別審査を行うことにより審議が深まるか否かが導入に当たっての判断基準になると考える。横断的に議論することや何が決算審査の議論に必要なかを再度考える必要があると思う。

○石田（康）座長 仮に常任委員会に基づき5つの分科会とした場合、構成メンバーをどのようにすべきか、御意見があれば伺いたい。

○織田委員 当面は、常任委員会の委員がそのまま分科会のメンバーとなり審査していくことが望ましいと考える。

○石田（康）座長 他の委員も同様の考えでよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、本日のところは常任委員会に基づいた5つの分科会とすることを確認させていただき、次回、更に詳細を議論することとしてよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのようにさせていただきます。

○浜田委員 井口委員も本日の議論を会派で話していただき、同意してもらえれば、それが望ましいと思う。

○井口委員 団の見解としては冒頭述べたとおり結論を出しているが、5つの分科会を設置することで今後協議会として議論していくという方向性が示されたので、そうした場合にどう考えるかは団で検討し、意見も言っていきたいと思う。

---

## (2) 会議時間のあり方

### 【協議結果】

本件について協議を行ったが、会議日数を6日間にした場合の支障について執行部側に意向を確認することとなったことや、会派持ち時間制の詳細資料に基づき再度協議することとなったため、次回、引き続き協議を行うこととした。

【主な意見】

○織田委員 会派で議論したが、現状のまま1人30分の質問時間を堅持することが会派の総意として確認された。

○浜田委員 前回の協議会で述べたように、日数を6日間とすれば、最長でも午後3時30分、日によっては午後3時や2時30分に終了となるので、それ以降の時間を答弁調整などに有効に使うことができる。職員の負担軽減に繋がるので、やはり6日間で実施すべきと考える。

○沼沢副座長 各委員ともに、質問時間を基本的に削らないという考えで一致している。一般質問を6日間として最長3時30分終了とした場合と、4日間すべて長い時間拘束されるのと、どちらが負担になると考えているのか、理事者側に意向を確認してみてもよいのではないか。

○井口委員 この議論の出発点を確認したい。一般質問の区長の出席からだったと思うが。

○石塚議事課長 そのとおりである。議会改革等の検討事項として、議会運営委員会で一般質問への区長の出席についての議論があり、その議論の中で「会議時間のあり方」についても協議すべきとの提案があったため、検討課題になったと認識している。

○石田（康）座長 ただいまの沼沢副座長からの提案について、各委員の意見を伺いたい。

○井口委員 意見を聞いたとしても、議会の言うとおりに従いますという発言になってしまうのではないか。

○織田委員 副座長の言われることも一理あると思う。ただ、協議会の場に出席を求め、意向を確認することには疑問もあるので、正副座長で預かっていただき対応をお願いできればと思う。

○石田（康）座長 それでは、対応は正副座長で預からせていただき、後日の協議会に結果を報告したい。日数の増加に関する協議は以上とさせていただきます、次に、前回松原委員から提案のあった会派持ち時間制の導入について協議をお願いしたい。

○織田委員 我が会派は、会派持ち時間制の導入は考えず、現状どおり1人30分の質問時間を堅持したい。

○浜田委員 会派持ち時間制のシステムについて確認したい。会派所属人数掛ける30分を会派の持ち時間とすることでよろしいか。それとも会派割りと人数割りによって算出するのか。

○松原委員 会派で基本時間を持つということも考えられる。

○浜田委員 それは現在の代表質問のように、会派それぞれに均等に配分される時間と、所属議員数によって比例配分される時間があるということか。

○松原委員 そういうことも考えられる。

○浜田委員 会派の持ち時間に残り時間がある場合には、1人30分を超えて、例えば1人で1時間質問を行うことも可能ということか。

○松原委員 さまざまな状況を考慮して制度を構築することになると思うが、1人当たりの質問時間には上限を設けたほうがよいのではないか。

○井口委員 そもそも代表質問は会派制で、一般質問は個人質問とされており、この議論ではそこまで見直す必要はないのではないか。議員1人当たり30分の質問時間が確保されている現状どおりとするのがよいと思う。

○松原委員 議員1人当たりの質問時間は30分でもいいと思うが、会派持ち時間制の導入を主張したい。

○石田（康）座長 会派持ち時間制の具体的なイメージがあったほうが議論がしやすいと考えられるので、松原委員には資料の提示をお願いできればと思うが、いかがか。

○松原委員 資料を作成して、次回の協議会でお示ししたい。

○石田（康）座長 それでは、本日はこの程度とさせていただきます、次回引き続き協議をお願いできればと思うが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのようにさせていただきます。

---

(3) 区長の一般質問等への出席（予決特に関する部分）

【協議結果】

本件検討課題について協議を行ったが、次回引き続き協議を行うこととした。

【主な意見】

○織田委員 一般質問では区長の出席を認めているので、これをベースに整理するのがよいと思う。予算審査特別委員会については、一般質問と同様に、区長の出席を希望する際には事前に通告するようすべきである。決算審査特別委員会については、現在、この協議会で分科会や総括質疑の導入等を議論している最中であるため、その議論の中で協議す

るのがよいのではないか。

○浜田委員 一般質問では区長の出席を認めており、予決特でも区長に質疑をしたいと考えている議員もいると思うので、区長の出席の必要性はあると考えており、一般質問と同様に、議員から出席要請があれば区長は出席する方法にすべきである。通告は、現状では発言者の氏名と会派内の順位のみとなっているので、区長への質問を希望する場合は、出席を求める区長名を通告することとして、質疑項目、内容までは通告しない方法で行うべきと考える。

○松原委員 予算的にも権限的にも区に重きが置かれてきているので、予決特への区長の出席に賛成であり、出席要請があれば区長は出席することにすべきである。通告は、区長への質疑を希望する議員が、区長を指定し、あわせて内容については大項目を通告するのがよいと考える。

○月本委員 決特は現在あり方を協議中であるが、現状ということなら、予特、決特ともに通告があった場合のみ区長に出席してもらうことにすべきであり、事前の調整もあるので、大項目程度は通告すべきと考える。

○井口委員 団で協議したが、あえて通告の制度変更をしてまで区長に出席してもらう必要があるのか、現状どおりでよいのではないかということが、大方の意見であった。また、会議時間のあり方の協議の中で、区長の時間的問題などを議論している最中であるのに、新たに区長に予特、決特に出席してもらうのはいかがなものかとの意見もあった。

市長側からは出席に前向きな意向も出されているようなので、区長が時間的にも特に問題はないというのであればさほどこだわるものではないが、会派では、もう少し検討を重ねた方がよいのではないかということなどが議論されたので、協議会の議論の推移を見たい。

また、実施することとした場合には、通告の方法の見直しを検討する必要があると思うが、区長の出席が必要な場合のみ区長の出席について通告するというのは、現状の通告方法との整合性から疑問に感じる部分がある。

○浜田委員 区長に答弁を求める場合のみ、区長名を通告する方法が望ましいと思われる。質問内容、項目に関しても通告が望ましいとの意見もあったが、区長に出席をお願いしたいということを伝える程度でいいのではないか。

○井口委員 一般質問と同様に項目まで通告することには疑問があるが、そのような扱いであれば特に問題はないと考える。

○石塚議事課長 補足の説明だが、資料の「区長の一般質問への出席に関する確認事項（回答）」の3で「一般質問における質問者の事前通告をより確立していただきたい」との文章があるが、もし予決特へ出席するようになる場合にも、この点については御配慮いただきたいという話があったと記憶している。

○石田（康）座長 平成22年第5回定例会の一般質問から、区長は通告により出席することとなったが、その後の区長の出席状況はどのようになっているのか、事務局で資料の準備はあるか。

○石塚議事課長 本日のところは把握していない。

○石田（康）座長 それでは、次回の協議会までに資料の準備を願う。本日のところは継続とさせていただき、各委員には本日の配付資料を精査、検討していただき、次回引き続き、更に詳細な点の議論をお願いできればと思うが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、本日はこの程度とさせていただく。

---

## 2 その他

### 【次回会議日程】

○ 平成24年10月19日（金）午後を案として調整することとした。

午後2時33分閉会